

学校運営協議会を設置する学校の指定について

- 1 指定する学校
県立大淀高等学校及び県立十津川高等学校

- 2 指定する期間
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

- 3 指定する理由
 - (1) 県立大淀高等学校
保護者や地域住民等が学校運営に参画し、連携を促進することにより、互いの信頼関係を深め、協力して学校運営の改善及び生徒の健全な育成に取り組むため。
 - (2) 県立十津川高等学校
保護者や地域住民等が学校運営に参画することを通じて、保護者や地域の要望、意見、伝統を学校運営に反映させ、生徒、教職員、保護者、及び地域住民等が一体となり地域に開かれた学校運営を行い、生徒に豊かな心や人間性を育む教育活動に取り組むため。

- 4 委員を委嘱・任命することが予定されている者
(次年度当初に委嘱・任命予定)

(1) 県立大淀高等学校（9名）

区別	勤務先・職名等
保護者	育友会長、文化体育後援会長
地域住民	体育支援会会長（町長）、前事務長
校長・教職員	校長
学識経験者	なし
関係行政機関の職員	なし
その他教育委員会が適当と認める者	同窓会長、下市口駅長、南奈良総合医療センター副委員長、大淀町校園会長

(2) 県立十津川高等学校（9名）

区別	勤務先・職名等
保護者	育友会長
地域住民	育友会役員経験者（村会議員）
校長・教職員	校長
学識経験者	なし
関係行政機関の職員	県警折立駐在所巡査長、村教委課長補佐
その他教育委員会が適当と認める者	特別養護老人ホーム施設長、中学校長、小学校長、同窓会長